

熊本県立図書館設置条例

昭和 26 年 10 月 11 日

条例第 60 号

(設置の目的)

第1条

教育と文化の発展に寄与するため、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、熊本県立図書館(以下「図書館」という。)を熊本市に置く。

(昭 45 条例 34・昭 60 条例 50・一部改正)

(組織)

第2条

図書館に館長のほか、司書、司書補、事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

(熊本近代文学館)

第3条

熊本ゆかりの近代文学に関する資料の展示等を行い、もって熊本の文学の振興に寄与するため、図書館に熊本近代文学館を置く。

2 熊本近代文学館に、文学館長を置く。

(昭 60 条例 50・全改)

(雑則)

第4条

この条例に定のあるものを除く外、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 25 年 7 月 30 日から適用する。

附 則

(昭和 45 年 3 月 31 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和 60 年 9 月 30 日条例第 50 号)

この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。